

## 環境省からのお知らせ

### 各種申込みはお早めに 現在、環境省では次の事業を進めています。

#### ●ごみステーションでの片付けごみの回収（町内全域）

（問合せ先）環境省福島環境再生事務所浜通り北支所 TEL 0244 (26) 9912  
浪江町役場ふるさと再生課環境係 TEL 0240 (34) 0230

燃えるごみと燃えないごみに分け、中身の見える透明または半透明の袋に入れてお出してください。なお、ごみが大量になる場合は動物による被害を避けるため、帰還困難区域以外は戸別回収をご利用ください。

#### ●粗大ごみの戸別回収（避難指示解除準備区域、居住制限区域）

（申込み先）双葉運輸株式会社回収コールセンター  
☎ 0120(46)5175（平日 8時30分～17時） FAX 0120(46)0232（24時間受付）

#### ●除染で集められた不用品（除染残置物）の回収（早めの回収をご希望の方）

##### およびごみの出し方全般について

（申込み先）双葉運輸株式会社回収コールセンター  
☎ 0120(46)5175（平日 8時30分～17時） FAX 0120(46)0232（24時間受付）

（問合せ先）環境省福島環境再生事務所 浜通り北支所  
TEL 0244(26)9912（平日 8時30分～17時15分）

#### ●浄化槽の汲み取り（避難指示解除準備区域、居住制限区域）

（申込み先）有限会社阿部衛生社  
☎ 0120(127)002（月曜・祝日を除く 9時～17時）

各廃棄物ごとに申込みを受け付けていますが、準備宿泊などにより申込みが集中し、実際に受託業者が作業に入るまでに相当な日数がかかる場合がありますので、ご希望の方はお早めに申込みをお願いします。

### 町内の家屋等の解体受付について （避難指示解除準備区域および居住制限区域）

国による家屋等の解体の受付を行っています。

解体を希望される方は、お早めに受付センター（※1、※3）、または相談窓口（※2）までご相談ください。

**住居以外の付属建物（倉庫、納屋、店舗、ブロック塀など）のみ**でのお申込みも可能です。この場合、り災証明書の提出は不要です。（※店舗兼住宅など、住宅部分が含まれる家屋等の解体を申し込む場合には、り災証明書が必要です。）

また、発注等の状況により、受付をしてから実際の解体までの期間が短い場合がありますので、必要なものの持ち出しや、東京電力(株)への賠償請求などは、可能な限りお早めをお願いします。

被災家屋等の解体受付に関する申込み・相談窓口

株式会社高島テクノロジーセンター

（※1）家屋の解体申請受付センター ☎ 0120(603)016

浪江町役場二本松事務所隣 受付時間：8時30分～16時30分（土・日・祝日を除く）

（※2）除染および災害廃棄物等に関する相談窓口 ☎ 0120(505)043

浪江町役場本庁舎ふるさと再生課内 受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く）

（※3）被災建物解体受付センター ☎ 0120(664)123

福島県南相馬市原町区錦町1丁目132-1 レスディビル2階東 受付時間：9時～17時（土・日・祝日・年末年始を除く）